平成２９年（フ）第４９５号
愛知県安城市住吉町２丁目３番４号　中部マンション203
債務者　齊院　敏久
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第３８号
愛知県岡崎市鴨田町字郷前14番地　フォーレス大樹201
債務者　河合　實雄
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第９４号
愛知県豊田市若林西町向屋敷24番地　グラン・エトワール303号、前住所愛知県豊田市吉原町長田13番地30
債務者　石井エメルソンこと　ＩＳＨＩＹＥＭＥＲＳＯＮ
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第２５８号
大阪府茨木市庄２丁目19番13号　サンプラザ総持寺　409号
債務者　春成　博信
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４６６号
大阪市住之江区南港中４丁目２番13―1210号
債務者　川井　　明
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４８５号
大阪府門真市沖町15番15号
債務者　藤井　光司
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５６８号
大阪市福島区海老江５丁目６番20―702号
債務者　諸角紀久恵
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８２１号
大阪市東住吉区公園南矢田３―10―９―105、住民票上の住所大阪府高槻市大字萩谷475番地
債務者　保田　里奈
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９５４号
大阪市東淀川区小松１丁目12番16号メゾンアベニュー401号
債務者　向井　高広
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９７１号
大阪市中央区島之内１丁目７番17号　Ｌ―ＬＯＦＴ長堀802
債務者　仁田原雅恵
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１００２号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目２番１―208号
債務者　齋藤ことみ
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０８１号
大阪府八尾市桜ヶ丘３丁目45番地　リバティ桜ヶ丘Ⅱ―216号
債務者　原田　祥子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１１号
大阪府河内長野市木戸西町３丁目15番４―210号、前住所大阪府河内長野市木戸西町２丁目４番７―102号
債務者　武島　　恵
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２２３号
堺市中区深井沢町3408番地２　レオパレスヴェルリッツ深井101号
債務者　髙羽　隼人
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３０７号
高知市薊野西町１丁目７番４号　片岡アパート南西
債務者　澤谷　　徹
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３３５号
高知市高須本町４番32号
債務者　小松　麻衣
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
高知地方裁判所破産係